

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日は、
当たる翌日)

鳥取県告示第四百十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 鴻 三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
桜井医院	鳥取市立川町二丁目三三	昭和五十七年三月九日

- ◆告示 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 定期種牡畜検査の実施
- 家畜伝染病の発生
- 牛等の出入又は移動を禁止する区域
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良区の役員の就退任
- 保安林の指定の解除予定（十件）
- 開発行為に関する工事の完了

◆運管告示

選管管理委員会の招集

鳥取県告示第四百十一号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条

第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

◆公 告

電気工事士試験の実施

◆教委告示

教育委員会の招集

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

昭和57年4月13日 火曜日

鳥取県公報

検査期日	検査時間	検査場所
昭和五十七年四月二十日	午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
昭和五十七年四月二十二日	" "	"
昭和五十七年四月二十三日	" "	米子市吉岡 西部家畜市場
昭和五十七年四月二十七日	" "	鳥取市国安 東部家畜市場
昭和五十七年四月二十九日	"	鳥取市国安 東部家畜市場
昭和五十七年四月十三日	"	鳥取県知事 平 鴻 三

鳥取県告示第四百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

炭疽	病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生年月日	発生場所
牛	牛	牛	区 分			
患畜	患畜	牛	頭数			
一	一	一	発生年月日			
四月八日 昭和五十七年	四月八日 昭和五十七年	東伯郡東伯町大字金屋	発生年月日			

鳥取県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川清太郎 東伯郡大栄町大字西高尾八四七一四〇
昭和五十六年三月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 高見英公 東伯郡東伯町大字楓下六八〇
昭和五十年一月鳥取県規則第四号 第二条の規定による
炭そ、予防に関する規則（昭和三十年一月鳥取県規則第四号）第二条の規定による

理事 高見英公 東伯郡東伯町大字楓下六八〇
桑本昭人 大栄町大字由良宿一三四

定に基づき、牛、馬、めん羊、山羊、豚、その死体又は炭疽の病原体をひろげるおそれがある物品の区域外との出入又は区域内での移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

前田義人

六尾四一八

西谷万寿藏

妻波一五五七一八

昭和五十七年三月十六日就任 任期昭和五十八年二月十三日まで

鳥取県告示第四百十六号
 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字郷原字柏奥三一三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

- 四 縦覧に供する期間
- 昭和五十七年四月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
- 日南町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

昭和57年4月13日 火曜日

鳥取県公報

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字杣山五六〇から五六二まで、字アイノ谷五七

八、五七九、字添谷奥五八五、五九六から五九八まで、六〇〇、六〇二、

六〇三、六〇四の一（以上一三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

昭和五十七年四月十三日

鳥取県告示第四百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県知事 平 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西谷字三ツ石七四一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字後左近ノ一 七三八の三、七四二から七四四
まで、七四八、字清水ノ一 七六九、七七一の一、七七三の一、七七四
から七八〇まで、七八一の九、字発町ノ一 七八二の一三、七八二の一

四（以上一八筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字小石ヶ谷一九七〇の二（次の図に示す部分に
限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字牛尾八七六の二、字水無し八七七の四（以上
二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市円谷字梨子木谷四四七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

昭和五十七年四月十三日

鳥取県告示第四百二十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

昭和五十七年四月十三日

昭和57年4月13日 火曜日

鳥取県公報

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
林道用地とするため

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

7 昭和57年4月13日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県知事 平 林 鴻 三

西伯郡日吉津村大字日吉津八九八

長谷尾寿明

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡河原町大字北村字杣小屋ヨリ門口迄九三四の一八八（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

解除の理由

林間歩道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

昭和五十七年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

- 一 日時 昭和五十七年四月十六日（金）午前十一時十五分
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県選挙管理委員会委員室
三 議題 市町村選管委員、啓発担当者研修会について

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十六年九月五日 鳥取県指令受米土維第七百九十八号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

昭和五十七年四月十三日

昭和57年4月13日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

昭和五十七年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
広島さんと語る婦人の会	主たる事務所の所在地	境港市元町一八 四七	境港市誠道町一 六二
"	会計責任者	広島美奈子	田中美奈子
平林鴻三後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市職人町一 六	鳥取市西町一 一二六
自由民主党米子市富益支部	"	米子市富益町六 六〇一	米子市富益町一 八三七
"	代表者	花井教敬	永見寛邦
"	会計責任者	足立 強	佐々木一人
松永元一後援会	代表者	野間 猛	田山亥八
自由民主党鳥取市千代水支部	主たる事務所の所在地	鳥取市南限四七 七	鳥取市秋里八六
"	代表者	円井 豊	太田豊三

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年四月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

◎その他の政治団体

期間 昭和55年1月1日～12月31日

前年繰越額 61,598

支出の内訳 政治活動費 22,800

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定に基いて、次の政治団体からの解散の届出があつたので、同条第三項の規定により却下する。

報告年月日	昭和57年2月23日	4 支出の内訳	政治活動費
1 収入総額	61,598 円	組織活動費	22,800
2 支出総額	22,800	前田宏後援会	
3 収入の内訳		報告年月日	昭和57年3月8日

日曜火曜 4月13日 昭和57年

報公県取

科 目	内 容	配 線 図	5 試験用器具の性能及び使用方法
電気に関する基礎理論 論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算		
電気理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋内配線 5 屋内配線		
電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途		
電気工事の施工方法	1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブタイヤケーブルの取付方法 4 接地工事の方法		技能試験は、筆記試験に合格した者及び電気工事士法施行令第9条の規定により筆記試験を免除された者に対して実施する。 (1) 試験の日時及び場所 ア 日時 昭和57年8月8日(日)午前8時30分から午後5時まで イ 場所 鳥取市
一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法	(2) 試験科目 ア 電線の接続 イ 配線工事 ウ 電気機器及び配線器具の設置	

昭和57年4月13日火曜日

報公取県

- 工 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法
オ コード及びキャブタイヤケーブルの取付け
カ 接地工事
キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定
ク 一般用電気工作物の検査
ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理
- 3 受験手続
- 次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課へ提出すること。
- なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。
- (1) 受験願書
- 鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。
- (2) 写真
- 受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはり付けること。
- 4 受験願書の受付期間
- 昭和57年5月6日から同月20日まで
- 5 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 4,900円
(2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

- 6 受験票
- 筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。
- 7 その他
- 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。